



# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 7 日 (金)  
第 8 5 7 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	図書の物品売払代金の徴収事務の委託 (126) (政策法務課) . . . . . 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (127) (東部振興課) . . . . . 2
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (128) (障がい福祉課) . . . . . 2
	ブルセラ病検査等の実施 (129) (畜産課) . . . . . 3
	河川整備計画の決定 (130) (河川課) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (131) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (132) (〃) . . . . . 5
	指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (133) (〃) . . . . . 5
	採石法による採取計画の変更認可の公表 (134) (八頭県土整備事務所) . . . . . 6
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (3) . . . . . 6
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (長寿社会課) . . . . . 7
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 7
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

図書名	委託の相手	委託期間
新鳥取県史手記編各巻	株式会社文化の友	平成26年2月1日から同年3月31日まで
	総合印刷出版株式会社	平成26年2月10日から同年3月31日まで
満蒙開拓と鳥取県 —大陸への遙かなる夢—	一般社団法人満蒙開拓平和記念館	〃

## 鳥取県告示第127号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年4月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人ねっこ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
谷口 巧
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市南吉方三丁目486
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病患者に対して、障害福祉サービス及び相談支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社カオナ 代表取締役 松本 かおり	米子市奥谷1155 - 4	ケアタウン薬局	米子市奥谷1155- 4	育成医療、更生医療、精神 通院医療	平成26年3月 3日

### 鳥取県告示第129号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成26年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため

#### 2 実施する区域

県下全域

#### 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

##### (1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市及び気高郡青谷町の区域に限る。）及び岩美郡岩美町、東伯郡三朝町及び北栄町（平成17年10月1日町合併前の東伯郡大栄町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の西伯郡淀江町の区域に限る。）並びに西伯郡日吉津村、大山町（平成16年10月1日町合併前の西伯郡大山町の区域に限る。）及び南部町（平成16年10月1日町合併前の西伯郡西伯町の区域に限る。）の区域において飼育しているもの（平成26年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限る。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成26年4月1日以降に放牧するものを除く。）

##### (2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡国府町及び八頭郡河原町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡船岡町の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日市町合併前の東伯郡東郷町の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の米子市の区域に限る。）、境港市並びに西伯郡伯耆町及び南部町（平成16年10月1日町合併前の会見町の区域に限る。）の区域において飼育しているもの（平成26年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限る。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成26年4月1日以降に放牧するものを除く。）

ウ 平成26年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (1)及び(2)に掲げる牛

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛で、平成26年4月1日以降に放牧するもの。

エ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) ニューカッスル病検査

鶏

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(7) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん（飼養羽数100羽以上（だちょうにあつては、10羽以上）の農場に限る。）

(9) 腐蝕病検査

蜜蜂

4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(5) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

(7) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

(8) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）

(9) 腐蝕病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

---

**鳥取県告示第130号**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備計画を定めた河川  
橋津川水系
- 2 河川整備計画を閲覧に供する場所  
鳥取県県土整備部河川課、鳥取県中部総合事務所及び湯梨浜町建設水道課

**鳥取県告示第131号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団昌平会	デイサービスまちなか	米子市紺屋町31-3	平成26年3月3日	通所介護

**鳥取県告示第132号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団昌平会	デイサービスまちなか	米子市紺屋町31-3	平成26年3月3日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第133号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
株式会社笑和	ケアプラン笑和	米子市富益町1621	平成26年2月19日	平成26年3月31日

株式会社ハピネライフ ケア	はあとピア居宅介護 支援事業所	米子市久米町200	平成26年 2 月24日	〃
------------------	--------------------	-----------	--------------	---

**鳥取県告示第134号**

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成26年 3 月 7 日

鳥取県八頭県土整備事務所長 細 川 庸 一 郎

名称及び代表 者の氏名	主たる事務 所の所在地	採石場の所在地 及び面積	採取の期 間	認可の内容			認可年月 日
				変更事項	変更前の内 容	変更後の内 容	
株式会社松田 組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭 町 郡家 636 - 5	八頭郡八頭町別 府字コムソヲ谷 501 - 1 外 4 筆 (9,991.93 平方 メートル)	平成24年 2 月 6 日 から平成 27年 2 月 5 日まで	採取する 岩石の数 量	風化花崗岩 27,738.6立 方メートル 及び花崗岩 10,458.3立 方メートル	風化花崗岩 27,847.9立 方メートル 及び花崗岩 16,816.5立 方メートル	平成26年 2 月14日

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第3号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月 7 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,574
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,869
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,447
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,292
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,205
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,565
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,738
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,476

八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,417
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,114
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,184
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,573

## 公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立皆生尚寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 山本 光範 鳥取市伏野2259-43	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年3月7日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

### 1 講習の種別及び受講対象者

#### 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

### 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成26年4月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
		平成26年4月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

### 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成26年3月7日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年4月7日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
平成26年4月21日 午前8時30分から 午前11時30分まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年4月1日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	大口径ライフル 銃等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	1人
平成26年4月3日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年4月8日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年4月10日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

平成26年4月15日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年4月15日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	〃	〃	6人
平成26年4月17日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	1人
平成26年4月22日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年4月24日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。